

建設業法施行令の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和7年3月7日

郡山市長 品川 萬里

郡山市条例第9号

建設業法施行令の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例

(学校教育法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第1条 学校教育法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(平成31年郡山市条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (郡山市水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>2 この条例の施行前に行われた技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、<u>郡山市水道事業給水条例第40条第10号及び第41条第7号の規定の適用については、同項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。</u></p> <p>(郡山市簡易水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>3 この条例の施行前に行われた技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、<u>郡山市簡易水道事業給水条例第39条第10号及び第40条第7号の規定の適用については、同項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。</u></p>	<p>附 則 (郡山市水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>2 この条例の施行前に行われた技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、<u>第1条の規定による改正後の郡山市水道事業給水条例第40条第7号の規定の適用については、同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。</u></p> <p>(郡山市簡易水道条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>3 この条例の施行前に行われた技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、<u>第2条の規定による改正後の郡山市簡易水道条例第39条第7号の規定の適用については、同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。</u></p>

(郡山市水道事業給水条例及び郡山市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 郡山市水道事業給水条例及び郡山市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例(令和6年郡山市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第1条中郡山市水道事業給水条例(昭和41年郡山市条例第21号)第40条第10号の次に1号を加える改正規定を次のように改める。

(11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第1条中郡山市水道事業給水条例第41条第6号の次に2号を加える改正規定を次のように改める。

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第2条中郡山市簡易水道事業給水条例（昭和42年郡山市条例第76号）第39条第10号の次に1号を加える改正規定を次のように改める。

(11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第2条中郡山市簡易水道事業給水条例第40条第5号の次に3号を加える改正規定を次のように改める。

(6) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

附 則

この条例中第1条の規定は令和7年4月1日から、第2条の規定は公布の日から施行する。